

消費税インボイス制度と免税事業者

Q：2023年10月から消費税インボイス制度がスタートしますが、免税事業者との取引に係る消費税の取扱いはどうなりますか。

A：早めの検討と対応を

インボイス制度導入後6年間は、免税事業者からの仕入等であっても、一定割合の仕入税額控除ができる経過措置があります。

【免税事業者からの仕入等に係る消費税額について】

（現行）	2023年10月1日	2026年10月1日	2029年10月1日
全額控除可	80%控除可	50%控除可	全額控除不可

1. 買手（課税事業者）側の対応

免税事業者から仕入等を行っている課税事業者では、例えば次のような対応が考えられます。

（1）インボイス登録の提案

売手（免税事業者）にインボイス登録事業者（課税事業者）になることを提案。ただし、登録事業者にならない場合に、取引価格引下や取引打切等を一方的に通告すると、下請法等で問題になる可能性があり、慎重な対応が必要です。

（2）条件を変えずに取引

免税事業者からの仕入等では仕入税額控除ができなくなり（6年間経過措置有）、消費税の納税額が増加します。

	現状（改正前）	2023年10月～	2026年10月～	2029年10月～
売上	200	200	200	200
（免税事業者からの）仕入等	100	100	100	100
利益	100	100	100	100
消費税の納税額	10	12	15	20

2. 売手（免税事業者）側の検討事項

（1）インボイス登録（課税事業者）の検討

（2）インボイス登録+簡易課税制度選択も検討

小規模事業者の消費税の申告納税方式は、本則課税（実際の預り消費税－支払消費税）に代えて、簡易課税制度の選択も可能です。なお、簡易課税制度選択の場合は、例えば多額の設備投資時も消費税の還付はなく、選択にあたっては事前の慎重な検討が必要です。

	本則課税	簡易課税（消費税の申告・納税額を簡易計算）
対象事業者	全ての課税事業者の原則	2期前の課税売上5,000万円以下の課税事業者が選択可能（選択の場合は2年継続適用）
仕入税額控除の計算方法	仕入等に対する実際の消費税を基礎	業種ごとに定められたみなし仕入率（課税売上に対し40%～90%）で計算

3. 社内ルールの整備と周知

新規や単発の取引も含め、取引先が登録事業者か事前に確認する等、社内ルールの整備と周知が必要です。

令和4年11月
税理士法人石井会計

